

愛媛県労働委員会年報

令和6年

愛媛県労働委員会事務局

は じ め に

この年報は、令和6年1月から12月までの1年間において、愛媛県労働委員会が取り扱った労働組合の資格審査、不当労働行為の審査、個別的労使紛争の相談・あっせんなど、委員会の活動状況を整理し収録したものです。

令和6年は、労働組合の資格審査を4件実施するとともに、集団的労使紛争に係る不当労働行為審査事件が2件、個別的労使紛争に係るあっせん事件が5件係属しました。このうち、個別的労使紛争に係るあっせん事件が1件解決しました。

また、316人からの労働相談に委員及び事務局職員が対応したほか、委員による定時制高校での出前授業や大学・専門学校での労働トラブル予防セミナーを、あわせて10回（参加者数約1,000名）開催するなど、広報活動にも積極的に取り組みました。

これらの活動が少なからぬ成果を上げることができたのは、委員及び関係各位の格別の御尽力、御協力の賜物であり、本年報の刊行にあたり厚くお礼を申し上げます。

この冊子が、日頃、労使関係の業務に携わる方々の参考となり、労働委員会の活動への理解を深めていただける一助となりましたら幸いです。

令和7年3月

愛媛県労働委員会

事務局長 神 原 浩 司

目 次

第1章 労働委員会の運営	1
第1節 委員及び事務局の構成	1
1 愛媛県労働委員会委員	1
2 あっせん員候補者	2
3 事務局職員	3
4 事務局の組織	3
第2節 労働委員会の会議	4
1 総 会	4
2 公益委員会議	8
3 各種連絡会議	10
(1) 委員の会議	10
(2) 事務局の会議	14
ア 事務局長会議	14
イ 主管課長会議	14
ウ 担当者会議	15
4 各種研修	15
(1) 委員の研修	15
(2) 事務局の研修	16
第2章 労働組合の資格審査	18
第1節 概 況	18
第2節 資格審査一覧表	19
第3章 不当労働行為の審査	20
第1節 不当労働行為事件の概況	20
1 新規申立状況	20
2 事件終結状況	21
3 終結事件処理状況	22
4 業種別不当労働行為事件数	23
第2節 不当労働行為事件一覧表	24
第3節 不当労働行為事件の概要	24
○ 令和6年（不）第1号事件	24
○ 令和6年（不）第2号事件	26
第4節 再審査事件	27
第5節 不当労働行為事件の審査の目標期間、並びに審査の目標期間の 達成状況及びその他の審査の実施状況	30
第4章 地方公営企業の認定告示	32

第1節 概況	32
第2節 認定告示の概要	32
第5章 労働争議の調整	35
第1節 概況	35
1 月別件数	36
2 申請者別件数	36
3 調整事項別件数	37
4 終結区分別件数	38
5 調整所要日数別件数	39
6 業種別件数	40
第2節 調整事件一覧表	41
第3節 調整事件の概要	42
第4節 労働争議の実情調査	43
1 概況	43
2 実情調査一覧表	43
第6章 個別的労使紛争の相談・あっせん	45
第1節 相談の概況	45
第2節 あっせんの概況	47
第3節 個別的労使紛争あっせん事件一覧表	48
第7章 広報活動	50
第1節 高校生・大学生等に対する周知	50
1 定時制高校での出前授業	50
2 大学等でのセミナー・出張相談・出前授業	50
第2節 「個別労働関係紛争処理制度」の周知	51
1 「個別労働関係紛争処理制度」周知月間の取組	51
2 その他の取組	51
資 料	
1 年別不当労働行為事件取扱状況	53
2 年別労働争議調整事件取扱状況	55
3 年別個別的労使紛争に関する相談・助言、あっせん事件取扱状況	59
【お知らせ】愛媛県労働委員会事務局の中予地方局への移転（令和4年8月～）	61

第1章 労働委員会の運営

第1節 委員及び事務局の構成

1 愛媛県労働委員会委員

《第46期（令和5年9月15日～令和7年9月14日）》

◎会長 ○会長代理

（令和6年12月31日現在）

区分	氏 名	現 職	備 考
公益委員	◎村田 毅之	松山大学法学部教授 松山大学大学院法学研究科教授	
	○大野 圭介	弁 護 士	
	小田 敬美	愛媛大学法文学部教授 愛媛大学大学院人文社会科学研究科教授	
	武智 雅子	特定社会保険労務士	
	重松 大輔	弁 護 士	
労働者委員	田中 圭子	JAM四国書記長 JAM四国愛媛地区協議会特別役員	
	中塚 広之	日本労働組合総連合会愛媛県連合会副会長 自治労愛媛県本部執行委員長	
	白石 浩司	日本労働組合総連合会愛媛県連合会事務局長	
	菊川 泰	日本労働組合総連合会愛媛県連合会会長	
	長岡 英樹	日本労働組合総連合会愛媛県連合会副会長 U Aゼンセン愛媛県支部長	
使用者委員	柴田 智恵	有限会社大豊陸送代表取締役 愛媛県経営者協会副会長	
	本田 美紀	有限会社オルソ本田取締役	
	八塚 洋	愛媛県経営者協会専務理事	
	島原 豊行	株式会社島原本舗代表取締役社長	
	土岐 正和	住友共同電力株式会社総務管理部長	

（注）期間途中退任委員 任期：令和5年9月15日～令和6年10月25日
労働者委員 曾我 一樹（U Aゼンセン愛媛県支部長）

2 あっせん員候補者

(令和6年12月31日現在)

氏 名	現 職	委嘱年月日
◎村田 毅之	松山大学法学部教授 松山大学大学院法学研究科教授	令和5年9月15日
○大野 圭介	弁 護 士	〃
小田 敬美	愛媛大学法文学部教授 愛媛大学大学院人文社会科学研究科教授	〃
武智 雅子	特定社会保険労務士	〃
重松 大輔	弁 護 士	〃
田中 圭子	JAM四国書記長 JAM四国愛媛地区協議会特別役員	〃
中塚 広之	日本労働組合総連合会愛媛県連合会副会長 自治労愛媛県本部執行委員長	〃
白石 浩司	日本労働組合総連合会愛媛県連合会事務局長	〃
菊川 泰	日本労働組合総連合会愛媛県連合会会長	〃
長岡 英樹	日本労働組合総連合会愛媛県連合会副会長 U Aゼンセン愛媛県支部長	令和6年12月13日
柴田 智恵	有限会社大豊陸送代表取締役 愛媛県経営者協会副会長	令和5年9月15日
本田 美紀	有限会社オルソ本田取締役	〃
八塚 洋	愛媛県経営者協会専務理事	〃
島原 豊行	株式会社島原本舗代表取締役社長	〃
土岐 正和	住友共同電力株式会社総務管理部長	〃
神原 浩司	愛媛県労働委員会事務局長	令和6年4月1日
岡田 英樹	愛媛県労働委員会事務局次長	令和5年4月1日
瀬村 正志	愛媛県労働委員会事務局審査調整課長	令和6年4月1日

3 事務局職員

(令和6年12月31日現在)

職 名	氏 名	発令年月日	職 名	氏 名	発令年月日
事 務 局 長	神原 浩司	6.4.1	審査調整グループ	副主幹兼担当係長 井上 公弘	6.4.1
事務局次長	岡田 英樹	5.4.1		主 任 新地左知子	4.4.1
審査調整課長	瀬村 正志	6.4.1		主 事 矢野 友葉	5.4.1
総務係長	瀬野 誠二	5.4.1		主 事 村上 爽太	4.4.1
主任主事	森平 浩	5.4.1	事務局職員兼務	担当係長 泉 千絵	6.4.1
会計年度任用職員	森重 千鶴	2.4.1		担当係長 森 大地	5.4.1
				担当係長 金城由希子	3.4.1
				担当係長 山田 聡	6.4.1
				担当係長 山中 綾子	4.4.1

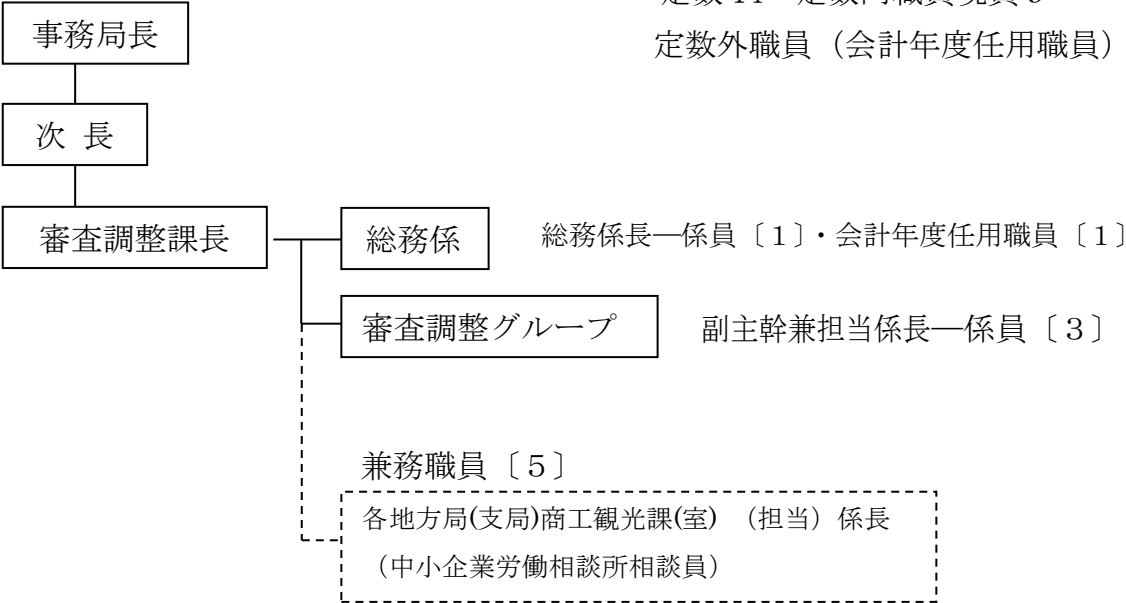
(転出)

職 名	氏 名	在任年月	職 名	氏 名	在任年月
事 務 局 長	筒井 淑矢	4.4~6.3	審査調整課長	大石 正人	5.4~6.3
担当係長	増原 信之	3.4~6.3			

※事務局職員兼務を除く

4 事務局の組織

定数 14 定数内職員現員 9
定数外職員（会計年度任用職員） 1



第2節 労働委員会の会議

1 総 会

回数	開催日	出席委員			主 な 議 題
		公 益	労働者	使用者	
1227	R 6. 1. 26	村田 大野 小田 武智 重松	田中 中塚 曾我 白石 菊川	本田 柴田 八塚 島原 土岐	1 争議行為の予告について 2 第 79 回全国労働委員会連絡協議会総会における 議題（案）の提出について 3 労働委員会制度創設 80 周年記念行事に係る提案の 募集について 4 労委労協命令研究会（2024 年 1 月例会）の 受講概要について 5 宇和島産業技術専門学校における出張セミナーの 結果概要について 6 定時制高校における出前授業について 7 令和 5 年審査の目標期間の達成状況等の公表について 8 「個別労働関係紛争処理制度」重点相談月間における 事業の結果等について
1228	2. 16	村田 大野 小田 武智 重松	田中 中塚 曾我 白石 菊川	本田 柴田 八塚 島原 土岐	1 令和 6 年度総会、公益委員会議及び労働相談の 日程等について 2 2 令和 6 年度諸会議等の開催予定について
1229	3. 22	村田 大野 小田 武智	田中 中塚 曾我 白石 菊川	本田 柴田 八塚 島原 土岐	1 事務局職員人事異動内示に伴うあっせん員候補者の 委嘱について 2 令和 6 年調整個別第 1 号医療業紛争あっせん事件の 申出について 3 争議行為の予告について 4 川之江高校定時制課程での出前授業の結果概要について 5 令和 5 年版年報について 6 令和 6 年度総会、公益委員会議及び労働相談の 日程について

回数	開催日	出席委員			主 な 議 題
		公 益	労働者	使用者	
1230	4.12	村田 大野 小田 武智 重松	田中 中塚 曾我 白石 菊川	本田 柴田 八塚 島原	1 事務局職員人事異動に伴うあっせん員候補者の委嘱等について 2 令和6年（不）第1号愛媛県母子寡婦福祉連合会事件の申立てについて 3 令和6年調整個別第2号医療業紛争あっせん事件の申出について 4 争議行為の予告について 5 令和5年度事件等取扱件数について 6 労委労協命令研究会(2024年4月例会)の受講概要について 7 四国労働委員会協議会総会（三者会議）の出席者及び提出議題について 8 令和6年度における労働委員会の周知・啓発の取組について 9 大学での新入生向けセミナーについて 10 令和6年度委員研修について
1231	5.24	村田 大野 小田 武智 重松	中塚 曾我 白石 菊川	本田 柴田 八塚 島原	1 四国労働委員会協議会総会（三者会議）の議題等について 2 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定及び告示について （愛媛県公営企業及び松山市公営企業局分） 3 令和6年調整個別第1号医療業紛争あっせん事件の終結について 4 令和6年調整個別第2号医療業紛争あっせん事件の終結について 5 争議行為の予告について 6 四国ブロック労働委員会会長連絡会議の結果概要について 7 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学におけるセミナーの結果概要について 8 定時制高校での出前授業について

回数	開催日	出席委員			主 な 議 題
		公 益	労働者	使用者	
1232	6.21	村田 大野 小田 武智 重松	田中 中塚 曾我 白石 菊川	本田 柴田 八塚 島原 土岐	1 令和6年（不）第1号愛媛県母子寡婦福祉連合会事件について 2 争議行為の予告について 3 第111回四国労働委員会協議会総会（三者会議）の結果概要について 4 2024年度中国・四国ブロック労委労協総会及び研修会の結果概要について 5 全国労働委員会会長連絡会議の結果概要について 6 新居浜西高校における出前授業の結果概要について
1233	7.26	村田 大野 小田 武智 重松	田中 中塚 白石 菊川	本田 柴田 八塚 島原 土岐	1 令和6年（不）第2号光建開発事件の申立てについて 2 令和6年（不）第1号愛媛県母子寡婦福祉連合会事件について 3 令和6年調整個別第3・4号宿泊業紛争あっせん事件について 4 令和6年調整個別第5号サービス業紛争あっせん事件の申出について 5 争議行為の予告について 6 第65回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の結果概要について 7 労委労協命令研究会(2024年7月例会)の受講概要について 8 全国労働委員会連絡協議会第3回運営委員会の結果概要について 9 令和6年度公労使委員合同研修及び公労使委員個別紛争専門研修について 10 第79回全国労働委員会連絡協議会総会について 11 宇和島東高校における出前授業の結果概要について 12 松山工業高校における出前授業の結果概要について 13 愛媛大学医学部での出張セミナーの結果概要について
1234	8.23	村田 大野 小田 武智 重松	田中 中塚 曾我 白石 菊川	本田 柴田 八塚 島原 土岐	1 令和6年度公労使委員合同研修及び公労使委員個別紛争専門研修について 2 第79回全国労働委員会連絡協議会総会について 3 令和6年度四国地区労使関係セミナーについて

回数	開催日	出席委員			主 な 議 題
		公 益	労働者	使用者	
1235	9. 27	村田 大野 小田 武智 重松	田中 中塚 曾我 白石 菊川	本田 柴田 八塚 島原	1 令和6年（不）第1号愛媛県母子寡婦福祉連合会事件について 2 令和6年（不）第2号光建開発事件について 3 労働組合の資格審査について 4 令和6年調整個別第5号サービス業紛争あっせん事件について 5 第41回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の結果概要について 6 令和6年度公労使委員合同研修の受講概要について 7 個別労働関係紛争処理制度周知月間における取組について 8 新居浜産業技術専門校での出張セミナーについて
1236	10. 25	村田 大野 武智 重松	中塚 白石	本田 八塚 島原	1 令和6年調整個別第5号サービス業紛争あっせん事件の終結について 2 令和6年（不）第1号愛媛県母子寡婦福祉連合会事件について 3 争議行為の予告について 4 労委労協命令研究会(2024年10月例会)の受講概要について 5 令和6年度四国地区労使関係セミナーの結果概要について 6 「個別労働関係紛争処理制度周知月間」における事業報告について
1237	11. 22	村田 大野 小田 武智 重松	田中 中塚 白石 菊川	本田 柴田 八塚 島原 土岐	1 労働組合の資格審査について 2 争議行為の予告について 3 第79回全国労働委員会連絡協議会総会の結果概要について 4 全国労働委員会連絡協議会第1回運営委員会の結果概要について 5 重点相談月間の取組等について 6 愛媛大学での出張セミナーの結果概要について
1238	12. 13	村田 小田 武智	田中 中塚 白石 菊川 長岡	本田 柴田 八塚 島原 土岐	1 愛媛県労働委員会委員の任命に伴うあっせん員候補者の委嘱について 2 令和6年（不）第1号愛媛県母子寡婦福祉連合会事件について 3 令和6年（不）第2号光建開発事件について 4 争議行為の予告について 5 公労使委員個別紛争専門研修の受講概要について 6 松山大学での出張セミナーの結果概要について 7 会長出席行事について

2 公益委員会議

回数	開催日	出席委員	主 な 議 題
1333	R 6. 2. 9	大野 小田 武智 重松	1 令和5年労働委員会年報の掲載内容について [決定]
1334	3. 8	村田 大野 小田 武智 重松	1 令和6年度労働委員専門相談の担当委員割当について [決定] 2 和解の進め方について [意見交換]
1335	4. 12	村田 大野 小田 武智 重松	1 令和6年（不）第1号事件の申立てについて [報告] 2 令和6年（不）第1号事件の申立てに伴う労働組合の資格審査の開始について [決定] 3 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定手続の開始について（愛媛県公営企業管理局分） [決定] 4 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定手続の開始について（松山市公営企業局分） [決定]
1336	4. 26	村田 大野 小田 武智 重松	1 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定について（愛媛県公営企業管理局分） [決定] 2 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定について（松山市公営企業局分） [決定] 3 令和6年（不）第1号事件の審査経過について [報告]
1337	5. 10	村田 大野 小田 武智 重松	1 四国ブロック労働委員会会長連絡会議の議題に対する回答案について [意見交換・決定]
1338	6. 21	村田 大野 小田 武智 重松	1 令和6年（不）第1号事件の審査経過について [報告] 2 第65回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題に対する回答案について [意見交換・決定]
1339	7. 12	村田 大野 小田 武智 重松	1 令和6年（不）第2号事件の申立てについて [報告] 2 令和6年（不）第2号事件の申立てに伴う労働組合の資格審査の開始について [開始決定] 3 労働組合の資格審査の開始について（令和6年第3号）[開始決定] 4 第41回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の提出議題等について [意見交換・決定]

回数	開催日	出席委員	主 な 議 題
1340	8. 9	村田 大野 小田 武智 重松	1 令和6年（不）第1号事件の審査経過について [報告] 2 第41回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の議題に対する回答等について [意見交換・決定]
1341	9. 13	村田 大野 小田 武智 重松	1 令和6年（不）第1号事件の審査経過について [報告] 2 労働組合の資格審査について（令和6年第3号） [決定]
1342	10. 11	村田 大野 小田 武智 重松	1 令和6年（不）第2号事件の審査経過について [報告]
1343	11. 8	村田 大野 小田 武智 重松	1 令和6年（不）第1号事件の審査経過について [報告] 2 労働組合の資格審査について（令和6年第4号） [決定] 3 次回公益委員会議について [決定]

3 各種連絡会議

(1) 委員の会議

○ 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会（メール照会）

照会日 令和6年4月2日(火)

協議事項

1 本運営委員会の開催をメール照会で行うことについて

報告事項

1 今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会について

○ 四国ブロック労働委員会会長連絡会議

開催日 令和6年5月17日(金)

場 所 松山市「中予地方局」

出席者 村田会長、神原事務局長、岡田次長、瀬村課長、井上副主幹、
瀬野係長、新地主任

議 題

1 不当労働行為救済申立において職場唯一の組合員である従業員が退職し
職場復帰の希望がない場合の救済の利益と救済の方法について

(徳島県労委)

2 あっせん申請した労働者に対する使用者の不利益取扱いについて

(香川県労委)

3 不事件における結審間際の同一当事者間での同様事案に係る新規
申立てへの対応について

(高知県労委)

○ 第111回四国労働委員会協議会総会

開催日 令和6年6月7日(金)

場 所 高松市「香川県庁」

出席者 (公) 村田会長、小田委員、重松委員
(労) 田中委員、中塚委員
(使) 柴田委員、八塚委員、土岐委員
(事) 岡田次長、矢野主事

議 題

1 船員からの個別労働関係紛争あっせん申請の取扱い及びあっせんの進め方
について

(徳島県労委)

2 無期転換した契約社員 を再雇用する場合の 賃金減額について

(愛媛県労委)

3 非違行為に関する調査報告を求める業務命令違反に対する懲戒処分の是非
等について

(高知県労委)

○ 全国労働委員会会長連絡会議

開催日 令和6年6月14日(金)

場 所 岐阜市「ホテルグランヴェール岐山」

出席者 村田会長、神原事務局長、瀬野係長

講 演 (WEB実施)

「正社員と定年後再雇用有期嘱託職員との基本給格差の不合理性

— 名古屋自動車学校（再雇用）事件・最一小判令 5・7・20 —」

講 師

東京大学大学院法学政治学研究科教授

神吉 知郁子 氏

（東京都労働委員会公益委員）

議 題

今後の労働委員会における個別労働関係紛争業務の位置づけについて

（中労委）

○ 2024 年度労委労協中国・四国ブロック総会及び研修会

開催日 令和 6 年 6 月 13 日（木）

場 所 山口市「防長苑」

出席者 白石委員、菊川委員

総会

労委労協本部報告、各県報告及び意見交換

研修会

講 演

「物流 2024 年問題への労働局における取組」

講 師

山口労働局労働基準部監督課長 赤尾 裕一郎 氏

○ 全国労働委員会連絡協議会第 3 回運営委員会

開催日 令和 6 年 7 月 12 日（金）

場 所 東京都「労働委員会会館」

出席者 神原事務局長

協議事項

1 第 79 回全国労働委員会連絡協議会総会の運営について

報告事項

1 労働委員会制度創設 80 周年記念行事について

2 今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会について

3 令和 6 年度公労使委員個別紛争専門研修について

4 「個別労働関係紛争処理制度周知月間」について

5 調整事件・不当労働行為事件取扱件数（全労委、新規係属件数）、労働局あ
っせん及び労働審判件数の推移について

6 都道府県労働委員会における委員報酬の状況について

○ 第 65 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議

開催日 令和 6 年 7 月 16 日（火）

場 所 高松市「香川県庁」

出席者 村田会長、瀬野係長

議 題

1 履行確認について

（広島県労委）

2 単一組織組合に対する組合資格審査での労組法第 2 条の要件該当性につい
て

（香川県労委）

○ 第 41 回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会

開催日 令和6年9月10日(火)
場 所 高知市「高知県庁」
出席者 村田会長、大野会長代理、小田委員、武智委員、重松委員
井上副主幹、新地主任

議 題

- 1 同僚により無断で撮影された映像を証拠として懲戒処分を行うことの是非について (徳島県労委)
- 2 労働組合による団体交渉の開催等を求めるあっせんにおける労働委員会の関与について (香川県労委)
- 3 不当労働行為申立て後に、被申立人が清算手続を開始し、かつ清算終了登記を行った場合における、被申立人適格及び救済利益の判断について (愛媛県労委)

○ 第79回全国労働委員会連絡協議会総会

開催日 令和6年11月14日(木)～15日(金)
場 所 東京都「一橋大学一橋講堂」
出席者 (公)村田会長、大野会長代理
(労)中塚委員、白石委員
(使)本田委員、八塚委員
(事)神原事務局長、瀬村課長

議 事

開会挨拶 厚生労働大臣挨拶、副議長指名(公労使各側)、運営委員長報告
事務局長報告

講 演

「近年における労働裁判例の動向」

講 師

元中央労働委員会会長代理 森戸 英幸 氏

議題審議

- 1 退職代行等の営利事業が主目的と疑われる労働組合に対する資格審査申請の対応について (北海道・東北ブロック公労使提案)
- 2 審査の迅速化に向けた取組について (中労委提案)
- 3 若年層に向けた労働委員会の取組の周知について (近畿ブロック公労使提案)

○ 全国労働委員会連絡協議会第1回運営委員会

開催日 令和6年11月15日(金)
場 所 東京都「一橋大学 一橋講堂」
出席者 八塚委員、神原事務局長

協議事項

- 1 運営委員長の選出について
 - 2 副運営委員長の選出について
 - 3 第80回全国労働委員会連絡協議会総会の開催期日及び会場について
 - 4 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会の開催期日及び会場について
- 報告事項
- 1 労働委員会制度創設80周年記念行事について
 - 2 今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会について

- 3 令和6年度公労使委員合同研修（全体研修）の実施状況について
- 4 令和6年度「個別労働紛争処理制度」周知月間の取組について

○ 令和6年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議

開催日 令和6年11月14日(木)

場 所 東京都「一橋大学 一橋講堂」

出席者 村田会長、大野会長代理

議 題

- 1 「今後の労働基準関係法制等について」

講 師 前中央労働委員会会長代理

東京大学大学院法学政治学研究科教授 荒木 尚志 氏

- 2 「コンビニフランチャイズにおける加盟者の労組法上の労働者性について」

講 師 北海道労働委員会会長

小樽商科大学商学部企業法学科教授 國武 英生 氏

○ 第67回全国労働委員会労働者側委員連絡協議会総会

開催日 令和6年11月14日(木)

場 所 東京都「労働委員会会館」

出席者 中塚委員、白石委員

議 題

- 1 2024年度労委労協活動経過報告
- 2 2025年度委労協活動方針（案）
- 3 2024年度会計決算報告
- 4 2025年度予算（案）
- 5 第79回全労委総会への対応

○ 第25回全労委使用者委員連絡協議会総会・応用研修会

開催日 令和6年11月14日(木)

場 所 東京都「経団連会館」

出席者 本田委員、八塚委員

（応用研修会）

基調講演

「使用者委員への期待」

講 師

中央労働委員会 前会長代理 畠山 稔 氏

グループディスカッション

（総会）

議 題

- 1 2024年度活動報告について
- 2 2025年度活動方針について
- 3 全労委総会における副議長および意見発表者等の確認
- 4 2025年度幹事会の体制について

○ 令和6年度四国地区労使関係セミナー

主 催 中央労働委員会

開催日 令和6年10月18日(金)

場 所 徳島市「ザ・グランドパレス徳島」
参加者 (公) 村田会長、武智委員
(労) 白石委員 (コメンテーター)、田中委員
(使) 八塚委員
(事) 神原事務局長、岡田次長、井上副主幹、矢野主事

研修内容

- 1 基調講演
「最新・注目労働判例に学ぶ」
明治大学法学部教授 山川 隆一 氏
(元中央労働委員会会長、中央労働委員会会長代理)
- 2 パネルディスカッション
「紛争解決事例の検討」

(2) 事務局の会議

ア 事務局長会議

○ 四国地区労働委員会事務局長連絡会議

開催日 令和6年5月17日(金)
場 所 松山市「中予地方局」
出席者 神原事務局長、岡田次長、瀬村課長、井上副主幹、瀬野係長
新地主任

議 題

- 1 個別労働関係紛争の相談・あっせんにおけるうつ病などのメンタル不調者への配慮について (徳島県労委)
- 2 職員のノウハウや経験の不足に対する対応等について (香川県労委)
- 3 あっせん申請件数増加のための取組について (高知県労委)

○ 全国労働委員会事務局長連絡会議

開催日 令和6年6月13日(木)
場 所 岐阜市「ホテルグランヴェール岐山」
出席者 神原事務局長、瀬野係長

議 題

- 1 審査概況等について
- 2 調整事件等の概況について

議題懇談

- 1 DXの進展を踏まえた不当労働行為事件の審査やあっせん手続の取組について (岐阜県労委)
- 2 労働委員会と労働局との連携について (中労委)

イ 主管課長会議

○ 四国ブロック労働委員会事務局審査・調整主管課長会議

開催日 令和6年7月31日(水)
場 所 高松市「香川県庁」(ウェブ会議)
松山市「中予地方局」
出席者 瀬村課長
議 題

- | | |
|-----------------------|---------|
| 1 事務局の相談体制や相談の在り方について | (徳島県労委) |
| 2 外国人労働者への対応について | (愛媛県労委) |
| 3 事務局職員及び委員の研修等について | (高知県労委) |
| 4 労働委員会委員による労働相談について | (香川県労委) |

○ 令和6年度全国労働委員会事務局審査主管課長会議

開催日 令和6年10月29日(火)

場 所 東京都「労働委員会会館」

出席者 岡田次長

議 題

- 1 中間収入の控除について
- 2 併合事件について

報告事項

- 1 中労委の民事訴訟のIT化への対応について

○ 令和6年度全国労働委員会事務局調整主管課長会議

開催日 令和6年10月28日(月)

場 所 東京都「労働委員会会館」

出席者 岡田次長

議 題

- 1 中央労働委員会事務局調整第一課長からの説明
- 2 都道府県労働委員会事務局からの事例報告
 - ①集团的労使紛争事件(愛知県労委)
 - ②個別労働紛争事件(奈良県労委)
- 3 都道府県労働委員会からの業務報告
秋田県労委、三重県労委、熊本県労委

ウ 担当者会議

○ 四国ブロック労働委員会事務局職員研修会

開催日 令和6年7月31日(水)

場 所 高松市「香川県庁」(ウェブ会議)

松山市「中予地方局」

出席者 井上副主幹、矢野主事

研修内容

事例討議 各県から事前に提出されたあっせん事例等について意見交換

4 各種研修

(1) 委員の研修

○ 令和5年度労働委員会委員研修

開催日 令和6年1月26日(金)

場 所 松山市「中予地方局」

出席者 委員及び職員

研修内容

講 演

「2024 春闘の取り組みについて」

「未就労学生に対するワークルール周知の取り組みについて」

講 師

日本労働組合総連合会愛媛県連合会事務局長 白石 浩司 氏

(愛媛県労働委員会労働者委員)

○ 令和 6 年度公労使委員個別紛争専門研修

開催日 令和 6 年 12 月 5 日 (木) ～ 6 日 (金)

場 所 東京都「女性就業支援センターホール」「ビジョンセンター田町」

出席者 (公) 重松委員 (労) 田中委員 (使) 柴田委員

研修内容

1 講 義①

「裁判例の動向」

講 師

早稲田大学法学学術院教授 竹内 寿 氏

2 事例発表

「個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例」 (山梨県労委、愛知県労委、宮崎県労委)

3 講 義②

「労働関係法令の改正等の動向」

講 師

京都大学大学院人間・環境学研究科教授 小畑 史子 氏

4 情報交換 (グループディスカッション)

テーマ 1 「発表事例についての意見交換」

テーマ 2 「今後の労委における個紛の位置づけ」についての意見交換」

○ 令和 6 年度労働委員会委員研修

開催日 令和 6 年 12 月 13 日 (金)

場 所 松山市「中予地方局」

出席者 委員及び職員

研修内容

講 演

「育成就労制度の創設による外国人技能実習制度の見直し等について」

講 師

外国人技能実習機構高松事務所松山支所

指導課長 三谷 修二 氏

(2) 事務局の研修

○ 第 75 回労働委員会事務局職員中央研修

開催日 令和 6 年 6 月 10 日 (月) ～ 11 日 (火)

場 所 東京都「労働委員会会館」

出席者 井上副主幹

研修内容

1 講演「労働委員会制度について」

2 講演「労働委員会事務局職員に期待すること」

(審査コース)

- 1 不当労働行為の審査手続について
- 2 命令書(案)の起案のための作業手順
- 3 演習(団体交渉拒否)

(調整コース)

- 1 労働局のあっせん制度
- 2 裁判所における個別労働紛争解決システム
- 3 演習(実事例を基にした一連の処理について)
- 4 都道府県労働委員会の調整事件事例紹介及び中央労働委員会公益委員によるコメント

○ 令和6年度労働委員会事務局職員個別紛争専門研修

開催日 令和6年7月9日(火)～11日(木)

場 所 東京都「労働委員会会館」

出席者 矢野主事

研修内容

講義

- 1 フリーランス・個人事業主の労働相談について
- 2 労働関係法令の改正等の動向
- 3 基本となる裁判例
- 4 都道府県労働委員会のあっせん事例検討

演習

- 1 カウンセリング技法
- 2 受講者による都道府県労働委員会等のあっせん事例検討

○ 令和6年度労働法の初歩研修

主 催 中央労働委員会事務局(ウェブ研修)

場 所 松山市「中予地方局」

受講者 神原事務局長(第1～4回)、井上副主幹(第3、5回)

研修内容

- 第1回 「法とは何か 労働法の概要」「労働契約法、労働基準法(1)」
- 第2回 「労働基準法(2)」
- 第3回 「安全衛生法、労災保険法」
- 第4回 「集団的労働関係 労働組合と労働組合法」
- 第5回 「集団的労使関係 紛争調整、不当労働行為救済制度」

第2章 労働組合の資格審査

第1節 概 況

令和6年中の資格審査の係属件数は、新規4件である。

理由別では、不当労働行為救済申立てに伴うものが2件、委員推薦に伴うものが1件、法人登記に伴うものが1件である。

資格審査係属・終結状況

(単位：件)

年 区 分			2	3	4	5	6
係 属 状 況	前年繰越		3	5	2	2	
	新 規	不当労働行為救済申立て	2	1			2
		委員推薦		3		1	1
		法人登記					1
		労務供給					
		協約拡張適用					
		小 計	2	4		1	4
	計		5	9	2	3	4
終 結 状 況	適 合			3		3	2
	打切り			4			
	取下げ						
	計			7		3	2
翌年繰越			5	2	2		2

第2節 資格審査一覧表

事件 番号	組合名	所在地	組合員 数(人)	申 請 年月日	終 結 年月日	申請 理由	終結 区分
6年 1号	愛媛地域合同労働組合	松 山 市	43	6. 3. 21	(係属中)	(不)	
6年 2号	愛媛地域合同労働組合	松 山 市	43	6. 6. 17	(係属中)	(不)	
6年 3号	全日本自治団体労働組 合愛媛県本部	松 山 市	2,941	6. 7. 3	6. 9. 13	法人 登記	適合
6年 4号	全国一般愛媛地方労働 組合松山支部	松 山 市	491	6. 11. 1	6. 11. 8	委員 推薦	適合

[注] 申請理由の（不）は不当労働行為救済申立てである。

第4節 再審査事件

1 概 況

令和6年中の再審査事件の係属件数は、令和5年からの繰越2件で、翌年に繰越されている。

2 事件一覧表

初 審 事件番号	命令交付 年 月 日	再 審 査 事件番号	再審査 申立人	再 審 査 被申立人	再審査申立 年 月 日	審査 状況
31年1号 元年3号	5. 2. 28	5年7号	X組合	学校法人Y 1	5. 3. 9	係属中
31年1号 元年3号	5. 2. 28	5年8号	学校法人Y 1	X組合	5. 3. 14	係属中

3 事件の概要

○令和5年（不再）第7号事件

1 当事者

再審査申立人	再審査被申立人
X組合	学校法人Y 1

2 再審査申立及び終結状況

令和5年3月9日 再審査申立て 係属中

3 初審命令不服の要点

初審命令主文第2項を取り消し、次の内容の命令を求める。

- (1) 再審査申立人の請求する救済の内容（初審命令理由第1の2）について、初審命令が不当労働行為の成立を否定した部分についても不当労働行為を認定する。
- (2) 不誠実団交の救済方法として、初審命令主文第1項記載の文書の手交に加えて交渉態度の是正を命じる。
- (3) 再審査被申立人は、縦1メートル、横1.5メートルの白紙に楷書で謝罪文を記載し、再審査被申立人の正面玄関の見やすい場所に、命令書の写しの交付の日から7日以内に掲示し、10日間掲示を継続しなければならない。

4 初審命令不服の理由（要旨）

- (1) A2に対する休日・深夜勤務申請書・報告書の受付拒否について

ア 休日・深夜勤務申請については、再審査被申立人が策定した「就業のしおり」に基づき、所属長である学部長及び理事長の決裁においてその拒否が判断されなければならないところ、上記受付拒否が、A 2 が組合に加入した直後から発生している点について何ら検討されていない。再審査被申立人は、再審査申立人が申し入れた団体交渉にも不誠実な対応に終始していることから、初審命令が不当労働行為意思を認めなかったのは不当である。

イ 深夜休日労働許可制について、労働基準監督署が無効と明言していなかったという理由だけでは、不当労働行為該当性を否定し得るものではない。

(2) 再審査被申立人が A 2 や再審査申立人に対して注意書等を発出したことについて

ア 事実上の措置では、「格別厳しい場合」に該当しなければ不利益性が認められないとしたことは、愛媛県労委独自の判断規範である。再審査被申立人が、A 2 への注意書等を発出したことは、懲戒処分の前段階と位置付けられるべきものであり、不利益性が認められる。また、再審査申立人に対しても、組合活動を牽制し、抑制しようとしたものと言わざるを得ず、組合活動一般に対して制約的効果が認められることから、不利益性が認められる。

イ 初審命令は、就業規則を根拠とする合理的な理由に基づき注意書が発出されたものであるとするが、同理由だけで不当労働行為該当性を否定し得るものではなく、(1)アに記載のとおり、不当労働行為意思は認められる。

(3) B 2 常務理事が申立てたハラスメント申立てとハラスメント認定について

ア ハラスメント申立ての不当労働行為該当性を判断するにあたっては、その内容自体に合理的根拠が認められるかが問題となるところ、その内容の当否について一切言及がなされておらず、判断に遺漏がある。

イ 初審命令は、A 2 が懲戒処分を受ける可能性が確定するのはハラスメント認定を受けてからであり、B 2 常務理事が自らの権利利益の回復のために所定の制度を用いることは正当な権利行使の方法であるなどとして、「受忍の限度」を超えた不利益とまでは認められないとして不利益性を否定したが、不利益性の判断規範として「受忍の限度」を超えるものか否かというのは、愛媛県労委独自の判断規範である。

ウ B 2 常務理事は、個人的立場においてハラスメント申立てを行ったもので、不当労働行為意思が認められないとしているが、ハラスメント申立て自体が不合理であったこと、再審査申立人が申し入れた団体交渉にも応じていないこと等を踏まえれば、組合活動を抑制するために再審査被申立人常務理事の立場でハラスメント申立てをしたというべきである。

エ ハラスメント認定の不当労働行為該当性を判断するにあたっては、A 2 や再審査申立人の組合活動の故をもってなされたものであるか検討する必要があるが、初審命令では、手続の相当性や透明性の程度との事情のみ抽出して検討

するにとどまり、ハラスメント認定の合理性や団体交渉の経緯・結果などの事情について検討されていない。また、ハラスメント防止委員会は、再審査被申立人常務理事やその関係者が審議に直接参加するなど、公正さや中立性の担保がなされていたとはいえないにもかかわらず、再審査申立人がハラスメント防止委員会の手続に関与することの是非のみに問題をすり替えて判断しており不当である。

オ 初審命令は、支配介入行為該当性について、支配介入意思を基礎づける事実がないなどと指摘するが、本事案において、支配介入行為の成立に支配介入意思を要求したことは、愛媛県労委独自の規範と言わざるを得ず、理由がない。

(4) 不誠実団交について

ア 実質的な交渉権限を有しない者が交渉担当者となっていたのであるから、交渉議題に関わらず、再審査被申立人は、誠実交渉義務を尽くさなかったというべきである。

イ 教職員会は労働組合的な役割を担わされ、労働条件にかかる協議をするなどしていたのであるから、これと比して再審査被申立人を差別的に取り扱っても良いとする理由はなく、中立保持義務違反の問題は回避し得ない。

ウ 再審査被申立人は、団体交渉の場での発言を合理的理由も説明せずに撤回したり、就業規則等で規定されているなどの形式的な回答に終始して実質的理由を述べなかったり、再審査申立人が団体交渉事項として協議を申し入れているにもかかわらずこれを無視して手続きを進めるなどしていたのであるから、初審命令が不誠実団交の一部を否定したことには不当である。

○令和5年（不再）第8号事件

1 当事者

再審査申立人	再審査被申立人
学校法人Y 1	X組合

2 再審査申立及び終結状況

令和5年3月14日 再審査申立て 係属中

3 初審命令不服の要点

初審命令主文第1項を取り消し、当該箇所に係る救済申立てを棄却する、との命令を求める。

4 初審命令不服の理由

追って主張する。

第5節 不当労働行為事件の審査の目標期間、並びに審査の目標期間の達成状況及びその他の審査の実施状況(労働組合法第27条の18関係)

1 審査の目標期間

当委員会における不当労働行為事件の審査は、申立てを受けた日から起算して概ね1年以内に命令を発することを目標に実施する。

(平成17年1月14日第1112回公益委員会議決定)

2 審査の目標期間の達成状況及びその他の審査の実施状況

前記第1節ないし第3節に記載のとおりである。

第3章 不当労働行為の審査

第1節 不当労働行為事件の概況

令和6年中の係属件数は、新規2件（対前年比2件増）である。
令和6年中に終結したものはなかった。

不当労働行為救済申立事件の係属・終結状況

(単位：件)

年		2	3	4	5	6
区分						
係属 状況	前年繰越	3	4	2	2	
	新規	1	1			2
	審査の再開					
	計	4	5	2	2	2
終結 状況	命令・決定				2	
	和解		2			
	取下げ		1			
	計		3		2	
翌年繰越		4	2	2	0	2

1 新規申立状況

労働組合法第7条該当号別の新規申立状況は、次表のとおりである。

7条該当号別新規申立状況

(単位：件)

7条該当号	2	3	4	5	6
1					
2		1			1
3					
4					
1・2	1				
1・3					1
1・4					
2・3					
2・4					
3・4					
1・2・3					
1・2・4					
1・3・4					
2・3・4					
1・2・3・4					
計	1	1			2

〔注〕

1号...不利益取扱い 2号...団交拒否
3号...支配介入 4号...報復的不利益取扱い

2 事件終結状況

労働組合法第7条該当号別の終結状況は、次表のとおりである。

7条該当号別終結状況

(単位：件)

7条該当号	年 終結区分	2	3	4	5	6
1	命令・決定				2	
	和解		1			
	取下げ		1			
	計		2		2	
2	命令・決定				2	
	和解		2			
	取下げ		1			
	計		3		2	
3	命令・決定				1	
	和解		1			
	取下げ					
	計		1		1	
4	命令・決定					
	和解					
	取下げ					
	計					

〔注〕件数は延件数である。

3 終結事件処理状況

令和6年中に終結したものはなかった。

終結区分別平均処理日数

(単位：日)

区 分 \ 年	2	3	4	5	6
命 令 ・ 決 定				1360	
和 解		517			
取 下 げ		388			
総 平 均		474		1360	

処理日数区分別状況

(単位：件)

区 分 \ 年	2	3	4	5	6
1 日 から 30 日 まで					
31 日 から 100 日 まで		1			
101 日 から 200 日 まで					
201 日 から 300 日 まで					
301 日 から 400 日 まで		1			
401 日 から 500 日 まで					
501 日 から		1		2	

4 業種別不当労働行為事件数

業種別の係属事件数は、次表のとおりである。

業種別不当労働行為事件数

(単位：件)

業種 \ 年	2	3	4	5	6
農業、林業					
漁業					
鉱業、採石業、砂利採取業					
建設業					1
製造業	1(1)	1(1)			
化学工業					
非鉄金属製造業					
生産用機械器具製造業	1(1)	1(1)			
電気・ガス・熱供給・水道業					
情報通信業					
運輸業、郵便業					
道路旅客運送業(ハイ・タク)					
道路貨物運送業					
水運業					
郵便業(信書便事業を含む)					
卸売業、小売業	1	1(1)			
金融業、保険業					
不動産業、物品賃貸業					
学術研究、専門・技術サービス業		1			
宿泊業、飲食サービス業					
生活関連サービス業、娯楽業					
娯楽業					
教育、学習支援業(自動車教習所を含む)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	
医療、福祉					1
医療業					
社会保険・社会福祉・介護事業					1
複合サービス事業					
サービス業					
職業紹介・労働者派遣業					
公務					
分類不能の産業					
計	4(3)	5(4)	2(2)	2(2)	2

〔注〕 1 ()は前年繰越分で内数である。

2 業種は日本標準産業分類に基づく分類である。

第2節 不当労働行為事件一覧表

事件 番号	申立人	申 立 年月日	終 結 年月日	申 立 該当号	申立内容	終結 区分	審査 委員	参与委員		処理 日数
								労	使	
令和 6 年 第 1 号	組合	6. 3. 21	—	1 3	不利益取扱い 是正 支配介入禁止 謝罪文の掲示 及び交付	—	(長) 大野 ・ 重松	中塚	土岐	係属中
令和 6 年 第 2 号	組合	6. 6. 13	—	2	誠実団交実施	—	(長) 武智 ・ 小田	菊川	柴田	係属中

第3節 不当労働行為事件の概要

○令和6年（不）第1号事件

1 当事者

申 立 人 A労働組合

被申立人 一般財団法人B

2 申立及び終結状況

令和6年3月21日 令和6年（不）第1号事件申立て

3 審査委員

(長) 大野圭介 重松大輔

4 参与委員

(労) 中塚広之 (使) 土岐正和

5 申立人の請求する救済内容（法第7条1・3号）

- (1) 被申立人は、申立人組合員に対し、令和6年3月31日付けで行った解雇を取り消し、次の措置を講じなければならない。

ア 原職に復帰させること。

イ 令和6年3月31日の翌日から原職に復帰するまでの間に、申立人組合員が受けるはずであった賃金相当額に年3分の割合による金員を加算して支払うこと。

ウ イの金額の算定に当たっては、令和6年3月31日までの直前3か月間に同

人に支給した月例賃金の平均額に、16,000 円を加算した金額を用いること。

- (2) 被申立人は、申立人組合員に対し、令和 5 年 4 月分以降の月額 11,000 円の C 手当の増額不履行及び同年同月分以降の月額 5,000 円の D 手当の不支給をなかったものとして取り扱い、同月分以降の前記各手当に年 3 分の割合による金員を加算して支払わなければならない。

- (3) 謝罪文の掲示及び交付

6 申立人の主張（概要）

- (1) 労働組合法第 7 条第 1 号（不利益取扱い）関係

次に掲げる行為は、被申立人の申立人組合員に対する労働組合法第 7 条第 1 号の不当労働行為に該当する。

ア 被申立人が、申立人と第 1 回団体交渉を行った直後に、令和 5 年 4 月分給与から予定されていた申立人組合員の C 手当の増額の不履行を決定したこと。

イ 被申立人が、第 1 回団体交渉時に既に受給していた D 手当について、令和 5 年 4 月分給与からの不支給を決定したこと。

ウ 被申立人が、令和 6 年 3 月 31 日付けで、申立人組合員を解雇したこと。

- (2) 労働組合法第 7 条第 3 号（支配介入）関係

前記(1)ア～ウに掲げる被申立人の行為は、被申立人の申立人に対する労働組合法第 7 条第 3 号の不当労働行為に該当する。

7 被申立人の主張（概要）

本件申立てをいずれも棄却するとの命令を求める。

- (1) 被申立人が、令和 5 年 4 月以降、申立人組合員の C 手当を増額しなかったこと及び D 手当を不支給としたことは、いずれも正当な理由により決定したものであり、申立人組合員の労働組合加入を理由とするものではなく、不当労働行為（不利益取扱い）に該当しない。
- (2) 被申立人は、令和 6 年 3 月 31 日をもって解散し、最小限の経費で清算業務を行う必要があることから申立人組合員を解雇したものであり、組合員であることを理由に解雇したのではなく、不当労働行為（不利益取扱い）に該当しない。
- (3) 前記(1)及び(2)に記載のとおり、被申立人は、唯一の組合員の排除による労働組合の弱体化を企図したものではないことから、不当労働行為（支配介入）には該当しない。

8 審査概要

調査回数	審問回数	証人等		処理日数
		申 立 人 側	被申立人側	
5 回	—	—	—	係属中

○令和6年（不）第2号事件

1 当事者

申立人 E労働組合

被申立人 株式会社F

2 申立及び終結状況

令和6年6月13日 令和6年（不）第2号事件申立て

3 審査委員

（長）武智雅子 小田敬美

4 参与委員

（労）菊川 泰 （使）柴田智恵

5 申立人の請求する救済内容（法第7条2号）

被申立人は、申立人組合から申入れのあった団体交渉に応じなければならない。

6 申立人の主張（概要）

被申立人は、退職した組合員らに対し、賃金を支払わず、さらに、請負契約の受託者として負うべき善管注意義務に違反したとして損害賠償請求を行った。

被申立人と組合員らの関係は雇用契約であり、組合員らの責めによる損害発生的事实もないことから、申立人は、損害賠償請求の撤回と未払賃金の請求等を交渉事項として団体交渉を申し入れたが、被申立人は団交に応じていない。

被申立人の行為は、労組法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

7 被申立人の主張（概要）

被申立人は、不当労働行為手続の中での和解を希望する。

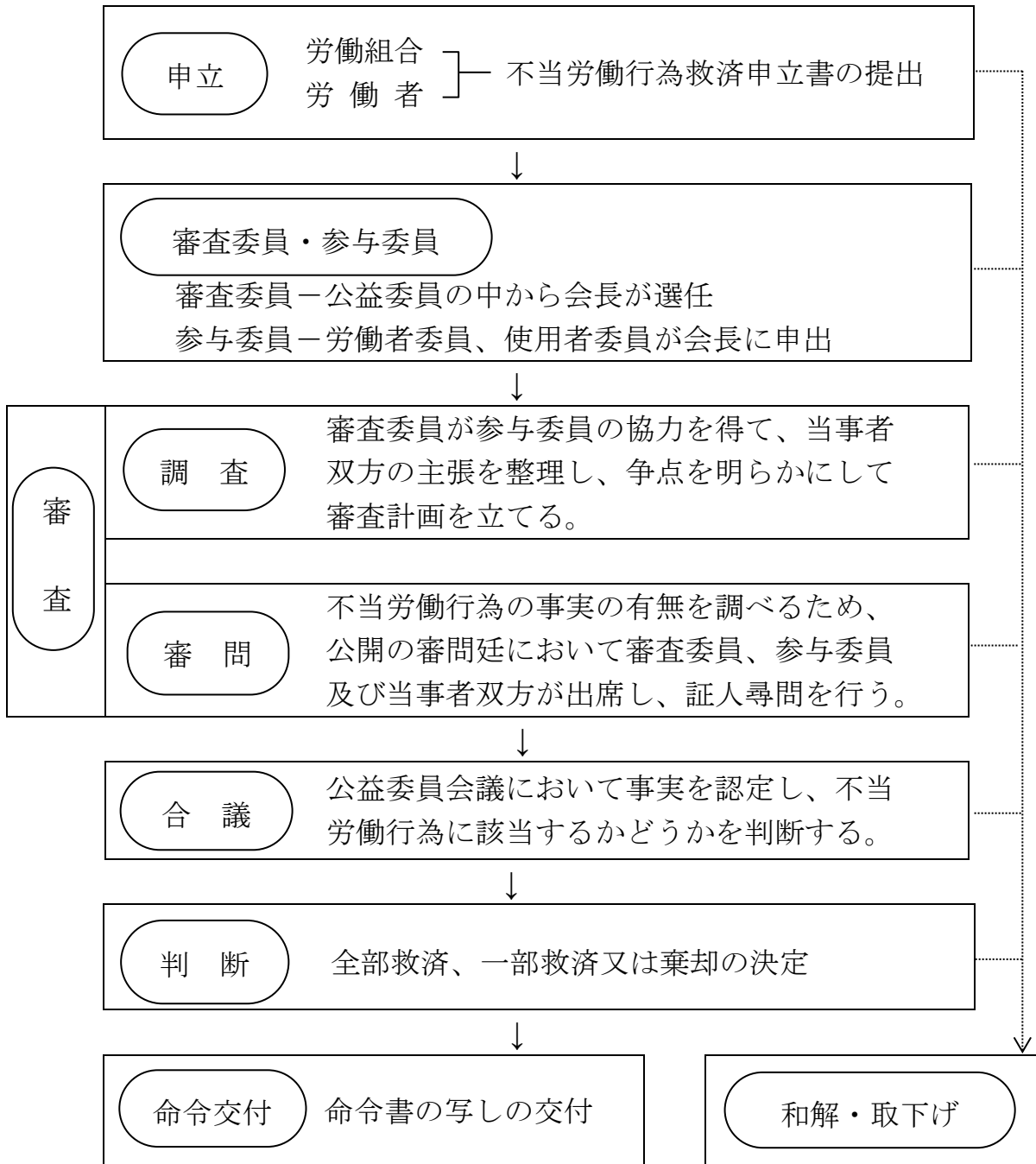
被申立人としては、組合員らに業務を外注している認識であり、組合員らと孫請け業者とのトラブルなどにより工事が遅延し、それを解消するために被申立人が経済的な損害を被ったことから、組合員らに損害賠償請求を行った。

8 審査概要

調査回数	審問回数	証人等		処理日数
		申立人側	被申立人側	
2回	—	—	—	係属中

〔 参 考 〕

不当労働行為の審査のながれ



第4章 地方公営企業の認定告示

第1節 概 況

令和6年中に係属したものは、新規2件（愛媛県公営企業、松山市公営企業局）である。

認定告示係属・終結状況

(単位：件)

区 分 \ 年	2	3	4	5	6
係 属 状 況		2			2
終 結 状 況		2			2
翌 年 繰 越					

第2節 認定告示の概要

○愛媛県公営企業

- 1 申 出 者 愛媛県公営企業管理者
- 2 申出年月日 令和6年3月25日
- 3 認定年月日 令和6年4月26日
- 4 告示年月日 令和6年5月10日
- 5 告 示 番 号 愛媛県労働委員会告示第2号
- 6 申出の内容

組織改正等に伴い、令和3年4月20日付けで認定告示している労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を変更する。

7 認 定 経 過

令和6年4月12日開催の第1335回公益委員会議において認定手続の開始を決定し、同年4月26日開催の第1336回公益委員会議において次のとおり認定した。

勤 務 箇 所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本 局	局長、課長、技幹、課長補佐、主幹、副主幹（人事、給与、法令、秘書事務又は予算編成及び執行に関する事務を担当する者に限る。）、専門幹（人事、給与、法令、秘書事務又は予算編成及び執行に関する事務を担当する者に限る。）、専門員（人事、給与、法令、秘書事務又は予算編成及び執行に関する事務を担当する者に限る。）、総務課総務企画係長、県立病院課管理係長、総務課担当係長、同総務企画係に属する主任及び主事（人事、給与、法令又は秘書事務を担当する者に限る。）、同財務グループ及び県立病院課管理係に属する主任及び主事（予算編成及び執行に関する事務を担当する者に限る。）、
管 理 事 務 所	所長、総務課長、管理課長、支所長、出張所長

県立病院	院長、事務局長、副院長、センター長、事務局次長、総務医事課長、総務医事課主幹（人事及び給与に関する事務又は経営企画に関する事務を担当する者に限る。）、総務課長、看護部長
------	--

○松山市公営企業局

- 1 申 出 者 松山市公営企業管理者
- 2 申出年月日 令和6年3月29日
- 3 認定年月日 令和6年4月26日
- 4 告示年月日 令和6年5月10日
- 5 告 示 番 号 愛媛県労働委員会告示第3号
- 6 申出の内容

組織改正等に伴い、令和3年5月7日付けで認定告示している労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲を変更する。

7 認 定 経 過

令和6年4月12日開催の第1335回公益委員会議において認定手続の開始を決定し、同年4月26日開催の第1336回公益委員会議において次のとおり認定した。

勤 務 箇 所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本 庁	管理者、部長、副部長、課長、専任課長、専門官、主幹、企業総務課に属する職員で、秘書、人事及び法規に関する事務を担当する者（課長、専任課長及び主幹を除く。）、経営管理課に属する職員で経理に関する事務を担当する者（課長及び主幹を除く。）
水道管路管理 セ ン タ ー	センター長、専任課長、主幹
浄 水 管 理 セ ン タ ー	センター長、専任課長、主幹
中 島 水 道 管 理 室	室長、主幹
別 館	副部長、課長、専任課長、主幹
下 水 浄 化 セ ン タ ー	センター長、専任課長、下水道施設マネジメント担当課長、主幹

〔参 考〕

○ これまでの認定告示

告示年月日	公 営 企 業 名	告示年月日	公 営 企 業 名
S 40. 11. 30	今 治 市 水 道 局	13. 5. 29	愛 媛 県 公 営 企 業
〃	中島町自動車運送事業	15. 9. 30	松 山 市 公 営 企 業 局
41. 6. 17	宇 和 島 市 水 道 局	16. 6. 11	愛 媛 県 公 営 企 業
41. 10. 14	愛 媛 県 公 営 事 業 局	16. 12. 7	松 山 市 公 営 企 業 局
42. 8. 4	松 山 市 公 営 企 業 局	17. 4. 22	〃
42. 8. 25	中島町自動車運送事業	17. 7. 8	愛 媛 県 公 営 企 業
43. 7. 5	愛 媛 県 公 営 事 業 局	18. 6. 6	〃
44. 8. 5	愛 媛 県 企 業 局	20. 8. 12	松 山 市 公 営 企 業 局
〃	愛 媛 県 病 院 局	21. 3. 17	西 条 市 立 周 桑 病 院
45. 8. 11	愛 媛 県 企 業 局	21. 6. 12	愛 媛 県 公 営 企 業
46. 7. 30	愛媛県管理局、工務局、病院局	21. 8. 7	松 山 市 公 営 企 業 局
48. 7. 13	愛媛県公営企業管理局	22. 6. 11	愛 媛 県 公 営 企 業
49. 6. 7	〃	〃	松 山 市 公 営 企 業 局
50. 3. 14	中 島 町 公 営 企 業	〃	宇 和 島 市 水 道 局
50. 9. 5	周 桑 病 院 企 業 団	23. 11. 22	松 山 市 公 営 企 業 局
〃	銅山川上水道企業団	24. 5. 11	愛 媛 県 公 営 企 業
51. 4. 6	中 島 町 公 営 企 業	25. 5. 10	松 山 市 公 営 企 業 局
51. 6. 11	愛媛県公営企業管理局	26. 5. 13	愛 媛 県 公 営 企 業
52. 6. 14	〃	27. 4. 21	〃
53. 5. 12	〃	〃	松 山 市 公 営 企 業 局
54. 5. 11	〃	R 3. 4. 20	愛 媛 県 公 営 企 業
56. 5. 19	〃	3. 5. 7	松 山 市 公 営 企 業 局
57. 6. 4	〃	6. 5. 10	愛 媛 県 公 営 企 業
58. 6. 7	〃	6. 5. 10	松 山 市 公 営 企 業 局
60. 2. 22	中 島 町 公 営 企 業		
60. 6. 7	愛媛県公営企業管理局		
61. 4. 8	〃		
62. 9. 11	〃		
H 7. 6. 23	愛 媛 県 公 営 企 業		
10. 7. 10	〃		
12. 5. 12	今 治 市 水 道 局		
12. 6. 6	愛 媛 県 公 営 企 業		

第5章 労働争議の調整

第1節 概況

令和6年中の調整事件係属件数は、前年からの繰越しはなく、新規申請もなかった。

最近5年間の調整事件取扱状況

(単位：件)

区 分 \ 年		2	3	4	5	6
係属件数	前 年 繰 越				1	
	新 規	あ っ せ ん	1	1		
		調 停				
		仲 裁				
		計	1	1		
	合 計		0	1	1	0
終 結 件 数		—	1		1	—
翌 年 繰 越				1		

これらの事件の内容を項目別にみると、次のとおりである。

1 月別件数

過去5年間の新規申請事件を月別にみると、11月、12月が各1件となっている。

月 別 件 数 （ 新 規 ）

(単位：件)

年 月	2	3	4	5	6
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11		1			
12			1		
計	0	1	1	0	0

2 申請者別件数

過去5年間の新規申請事件を申請者別にみると、2件とも組合申請である。なお、使用者申請、並びに、組合及び使用者からの双方申請は、1件もなかった。

申 請 者 別 件 数 （ 新 規 ）

(単位：件)

年 申請者	2	3	4	5	6
組 合		1	1		
使用者					
双 方					
計	0	1	1	0	0

3 調整事項別件数

係属事件を調整事項別にみると、次表のとおりである。

調 整 事 項 別 件 数

(単位：件)

年 調整事項		2	3	4	5	6
組 合 承 認 ・ 組 合 活 動						
協 約 締 結 ・ 全 面 改 訂						
協 約 効 力 ・ 解 釈						
賃 金 等	賃 金 増 額					
	一 時 金					
	諸 手 当					
	その他の賃金に関するもの		1			
	退職一時金・年金					
	解 雇 ・ 休 業 手 当					
給 与 以 外 の 労 働 条 件	休 日 ・ 休 暇					
	定 年 制					
	その他の労働条件		1			
経 営 又 は 人 事	事 業 休 廃 止 ・ 縮 小					
	人 員 整 理					
	配 置 転 換		1			
	解 雇					
	その他の経営・人事		1	1	1(1)	
福 利 厚 生						
団 交 促 進				1	1(1)	
そ の 他						
計		0	4	2	2(2)	0

〔注〕 1 ()内は、前年繰越分で内数。

2 調整事項が複数の場合もあるので、事件数とは一致しない。

4 終結区分別件数

係属事件を終結区分別にみると、次表のとおりである。

終 結 区 分 別 件 数

(単位：件)

年 区 分			2	3	4	5	6
係 属 状 況	前年繰越分					1	
	新 規 分			1	1		
	計		0	1	1	1	0
終 結 状 況	解 決	案提示					
		その他					
		計					
	取 下 げ						
	規 65 II (不 開 始)			1			
	打 切 り					1	
	不 調						
	計		0	1	0	1	0
	解 決 率(%)			—	0	—	0
翌 年 繰 越 分					1		

〔注〕 1 []は調停の件数(内数)であり、他はあつせんである。

2 解決率＝解決件数／(終結件数－取下件数－規65Ⅱ件数)×100

5 調整所要日数別件数

調整所要日数は、あっせん員等の調整員指名から終結までの日数であるが、令和6年中の係属事件はなかった。

調 整 所 要 日 数 別 件 数

(単位：件)

所要日数 \ 年	2	3	4	5	6
5日まで					
6日から10日まで					
11日から20日まで				1	
21日から30日まで					
31日から50日まで					
51日以上					
調整員指名なし		1			
計	0	1	0	1	0
1件当たり平均所要日数	—	—	—	15.0	—
翌 年 繰 越			1		

6 業種別件数

令和6年中の新規申請はなかった。

なお、過去5年間では、「情報通信業」、「医療、福祉業」が各1件となっている。

業 種 別 件 数 （ 新 規 ）

(単位：件)

業 種 \ 年		2	3	4	5	6
農 林 漁 業						
鉱業，採石業，砂利採取業						
建 設 業						
製 造 業						
	衣服その他の繊維製品製造業					
	一般機械器具製造業					
	その他の製造業					
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業						
情 報 通 信 業				1		
運 輸 業 ， 郵 便 業						
	道路旅客運送業					
	道路貨物運送業					
	運輸に付帯するサービス業					
卸 売 業 ， 小 売 業						
金 融 業 ， 保 険 業						
不動産業，物品賃貸業						
学術研究，専門・技術サービス業						
宿泊業，飲食サービス業						
生活関連サービス業，娯楽業						
教育，学習支援業(自動車教習所を含む)						
医 療 ， 福 祉 業			1			
	医療業					
	社会保険・社会福祉・介護事業		1			
複合サービス事業						
サ ー ビ ス 業						
公 務						
分類不能の産業						
計		0	1	1	0	0

〔注〕業種は日本標準産業分類に基づき分類。

第2節 調整事件一覧表

令和6年中に係属したものはなかった。

第3節 調整事件の概要

令和6年中に係属したものはなかった。

第4節 労働争議の実情調査

1 概 況

実情調査は労働関係調整法第37条に基づき争議予告のあった事件について実施している。この1年間の調査件数は23件で、労働争議の解決により調査を終結した。

2 実情調査一覧表

番号	事 件 名	争 議 事 項	調査開始 年 月 日	調査終結 年 月 日
1	伊予商運	賃上げ等	6. 2. 22	6. 6. 13
2	清和会 和ホスピタル	〃	〃	6. 6. 25
3	真光会	〃	〃	6. 4. 11
4	財団新居浜病院	〃	〃	6. 5. 14
5	十全会 十全ユリノキ病院	〃	〃	6. 4. 26
6	八幡浜医師会立双岩病院	〃	〃	6. 4. 19
7	創精会	〃	6. 2. 28	6. 4. 25
8	敬愛会 久米病院	〃	6. 3. 15	6. 6. 6
9	真光会	夏季一時金等	6. 4. 30	6. 6. 6
10	伊予商運	〃	6. 5. 17	6. 7. 8
11	敬愛会 久米病院	〃	〃	6. 6. 20
12	財団新居浜病院	〃	〃	6. 7. 10
13	十全会 十全ユリノキ病院	〃	〃	6. 6. 22
14	八幡浜医師会立双岩病院	〃	〃	6. 6. 11
15	創精会	〃	6. 5. 30	6. 6. 20
16	敬愛会 久米病院	年末一時金等	6. 10. 25	6. 11. 25
17	清和会 和ホスピタル	〃	〃	6. 12. 3
18	真光会	〃	〃	6. 12. 4
19	財団新居浜病院	〃	〃	6. 12. 12
20	十全会 十全ユリノキ病院	〃	〃	6. 11. 28

番 号	事 件 名	争 議 事 項	調査開始 年 月 日	調査終結 年 月 日
21	八幡浜医師会立双岩病院	年末一時金等	6. 10. 25	6. 11. 18
22	伊予商運	〃	〃	6. 12. 2
23	創精会	〃	6. 11. 7	6. 11. 27

第6章 個別的労使紛争の相談・あっせん

第1節 相談の概況

平成14年のあっせん制度の導入以降、当委員会ではあっせん制度利用の事前相談として、事務局職員による助言、情報提供、あるいは適切な機関の紹介を行ってきた。

その後、労働組合組織率の低下や就労形態の多様化、景気の低迷等に伴う労働条件の切下げ等を背景に、個別的労使紛争の相談事案が増えてきていることを考慮して、平成19年11月22日から知事の委任を受け、労働委員会において、あっせん制度利用を前提としない個別的労使紛争に対する労働相談も行うこととした。

相談体制は、事務局職員（各地方局・支局の商工観光課（室）の兼務職員含む。）による執務時間内の労働相談のほか、より高度、複雑な案件等に対応するため、労働委員会委員による労働相談を原則、月1回実施している。

令和6年中の相談者数は、委員による労働相談が4人、事務局・地方局職員による労働相談が312人の計316人（月平均26.3人）であった。

なお、相談の内訳は、以下のとおりである。

個別的労使紛争に関する労働相談者数（件数）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
委員	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	4
事務局	22	26	29	23	20	18	26	22	16	27	30	19	278
地方局	4	4	3	3	3	2	2	3	2	4	3	1	34
合計	27 (53)	30 (52)	32 (62)	26 (41)	23 (28)	21 (31)	29 (37)	25 (46)	18 (28)	32 (51)	33 (46)	20 (29)	316 (504)

〔注〕相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

委員による相談

(単位：件)

紛争内容		労使区分	労働者	使用者	計
経営・人事	解雇				
	配置転換				
	退職				
	その他の経営・人事				
賃金等	賃金				
	一時金				
	退職金		1		1
	その他の賃金に関するもの				
労働条件等	労働契約				
	労働時間・休日・休暇				
	時間外労働				
	福利厚生				
	社会保険・労働保険		3		3
	その他の労働条件		1		1
パワハラ・嫌がらせ			3		3
その他			1		1
計			9		9

事務局職員による相談

(単位：件)

紛争内容		労使区分	労働者	使用者	計
経営・人事	解雇		38	1	39
	配置転換		12		12
	退職		32		32
	その他の経営・人事		19	3	22
賃金等	賃金		47	1	48
	一時金		2		2
	退職金		14	1	15
	その他の賃金に関するもの		20	1	21
労働条件等	労働契約		24	1	25
	労働時間・休日・休暇		55	5	60
	時間外労働		13		13
	福利厚生		1		1
	社会保険・労働保険		29		29
	その他の労働条件		17	1	18
パワハラ・嫌がらせ			67	3	70
その他			87	1	88
計			477	18	495

〔注〕相談内容が複数の場合もあるので、相談者数とは一致しない。

第2節 あっせんの概況

令和6年中の個別的労使紛争あっせん事件係属件数は、新規申出が5件であった。申出は、労働者からのもので、紛争内容は、賃金、退職金、パワハラなどである。また、令和6年の係属事件の終結区分は、解決1件、打切り1件、不開始3件となった。終結事件の平均所要日数は、52.4日である。

令和6年中に取り扱った事件の解決率は、50.0%で、令和2年以降5年間の解決率は、50.0%となった。

〔注〕 解決率＝解決件数/（取扱件数－取下げ件数－不開始件数－未決事件数）

係属及び終結の状況

（単位：件）

区分 \ 年		2	3	4	5	6
係属状況	前年繰越		2			
	新規	4	2	1	1	5
	計	4	4	1	1	5
終結状況	解決				1	1
	打切り	1				1
	取下げ	1	1			
	不開始		3	1		3
	計	2	4	1	1	5
翌年繰越		2				

紛争内容別状況（新規）

（単位：件）

紛争内容 \ 年		2	3	4	5	6
経営・人事	解雇	2				
	配置転換					
	退職		1			
	その他の経営・人事	2			1	
賃金等	賃金			1		2
	一時金					
	退職金					1
	その他の賃金に関するもの	1				2
労働条件等	労働契約			1		
	労働時間・休日・休暇					
	時間外労働					
	福利厚生					
	社会保険・労働保険	1				
	その他の労働条件					
パワハラ・嫌がらせ		1	2			1
その他						
計		7	3	2	1	6

〔注〕 紛争内容が複数の場合もあるので、事件数とは一致しない。

第3節 個別的労使紛争あっせん事件一覧表

事件 番号	業 種	処 理 結 果	終結内容（要旨）	申出年月日 指名年月日 終結年月日 所 要 日 数 調 整 回 数	あっせん 委 員
	調整事項				
個別 6-1	医療業	解 決	約4年半、病院で清掃業務に従事していたが、急きょ呼び出され、翌日からの自宅待機を命じられるとともに、1か月後の退職を伝えられ、退職届を提出させられた。 いきなり解雇を告げられたと感じ、大きなショックを受け、うつ病になったため、半年前に労働時間が減ってから始めたダブルワークも辞めることになった。 また、採用時の条件では、3年以上勤務すれば退職金の支給があるとなっていたが、退職金は支払われなかった。 そのため、退職金、解雇予告手当、慰謝料等の支払いを求めて、あっせんの申出があった。 4月18日及び5月15日にあっせんを行い、調整した結果、使用者が27万円の解決金を支払うことで双方の合意が得られたため、協定書を締結して解決した。	6. 2. 28 6. 3. 13 6. 5. 15 78日 2回	(公)小田 (労)曾我 (使)島原
	退職金、解雇予告手当、慰謝料等の支払いを求める。				
個別 6-2	医療業	不 開 始	入職後1～2か月の間に、名誉棄損やプライバシー侵害を受けたことなどにより、病気を発症し、仕事を休みがちになった。 パートへの勤務形態変更も断られ、解雇されたため、精神的・経済的損失に対する金銭的補償を求めて、あっせんの申出があった。 被申出者から、申出者が主張する事実はなく、あっせんには応じない旨の回答があり、あっせんの実施は困難と判断し、不開始とした。	6. 4. 9 — 6. 5. 10 32日 —	—
	精神的・経済的損失に対する金銭的補償を求める。				
個別 6-3 6-4	宿泊業	不 開 始	「断続的労働」許可が下りていない期間の時給が、パートの950円よりも低い897円（最低賃金）なのは納得できないとして、同期間の賃金の引上げと再計算を求めてあっせ	6. 6. 11 — 6. 7. 4 24日 —	—

	時給単価の引上げと再計算を求める。		んの申出があった。 被申出者から、当事者で話し合いたいのであつせんには応じられない旨の回答があり、当人と話し合い解決した旨の不应諾書が提出されたため、不開始とした。		
個別 6-5	サービス業	打切り	休職後、仕事の再開を会社に申し出たところ、「講習を受けないと仕事ができない」と言われたため、講習を受ければ従来通り仕事ができるものと期待し、2日間の講習を受けたが、その後1か月間仕事を与えられず、生活に困窮したため、仕事を与えられなかった1か月間の給与の支払いを求めてあつせんの申出があった。 8月29日にあつせんを行い、調整した結果、使用者から解決金として1万8千円を支払う意向が示され、これを盛り込んだあつせん案を双方に提示したところ、被申出者は応諾したが、申出者は拒否したため、打切りにより終結した。	6.7.5 6.7.24 6.10.16 104日 1回	(公)村田 (労)白石 (使)本田
	仕事を与えられなかった1か月間の給与の支払いを求める。				

第7章 広報活動

第1節 高校生・大学生等に対する周知

労働基準関係法令に抵触する環境でアルバイトをさせる、いわゆる「ブラックバイト」が社会問題となるなど、若者を取り巻く労働環境が厳しくなっていることから、労働委員会制度の周知の一環として、労働委員が大学、専修学校等に出向いて、職場での労働トラブルの未然防止に役立つ講義を実施した。講義では質問を受けたり、アンケートを実施したりして、労働相談にも対応している。

松山東雲女子大学・松山東雲短期大学、新居浜産業技術専門校でのセミナーについては、TVニュースで報道された。

また、県内大学等に対し、セミナー・出前授業の案内や学生向けの周知用チラシの配布を行った。

1 定時制高校での出前授業

高校	日 時	出席者	内 容	講 師
川之江高校	R6.2.21(水) 18:00～18:50 (50分)	1～4年生 (44名)	出前授業 「職場のトラブル労働相談」	(労)白石委員
新居浜西高校	R6.5.23(木) 17:55～18:40 (45分)	1～4年生 (29名)	出前授業 「職場のトラブル労働相談」	(使)土岐委員
宇和島東高校	R6.6.28(金) 18:00～19:30 (90分)	1～4年生 (29名)	出前授業 「職場のトラブル労働相談」	(公)武智委員
松山工業高校	R6.7.9(火) 17:40～18:25 (45分)	1～4年生 (11名)	出前授業 「職場のトラブル労働相談」	(労)白石委員

2 大学等でのセミナー・出張相談・出前授業

大学等	日 時	出席者	内 容	講 師
宇和島産業 技術専門校	R6.1.22(月) 15:05～15:55 (50分)	訓練生 (24名)	労働トラブル 予防セミナー	(使)島原委員
松山東雲女子 大学・松山東 雲短期大学	R6.4.30(火) 9:30～10:10 (40分)	1年生 (約200名)	労働トラブル 予防セミナー	(公)村田会長

愛媛大学 医学部	R6.7.19 (金) 13:00～15:00 (120分)	1年生 (85名)	労働トラブル 予防セミナー	(公)小田委員
愛媛大学 法文学部	R6.10.15 (火) (90分)	学生 (365名)	労働トラブル 予防セミナー (オンライン 非同期型、1 週間視聴可)	(公)小田委員
	R6.10.16 (水) (90分)			
松山大学 経営学部	R6.12.4 (水) 8:30～10:00 (90分)	主に3年生 (約130名)	労働トラブル 予防セミナー	(公)村田会長
新居浜産業 技術専門学校	R6.12.24 (火) 15:00～15:50 (50分)	訓練生 (38名)	労働トラブル 予防セミナー	(使)八塚委員

第2節 「個別労働関係紛争処理制度」の周知

1 「個別労働関係紛争処理制度」周知月間の取組

就業形態の多様化や労働組合の組織率の低下等に伴い、増加している個別的労使紛争の解決に関する制度の周知を図るため、平成21年度から全国の労働委員会と連携し、毎年10月を「個別労働関係紛争処理制度」の周知月間と定め、各種のPR活動を行っている。

令和6年は、期間中、「労働相談」及び「夜間電話相談」を実施するとともに、各報道機関への資料提供、県広報媒体の活用、関係機関等におけるポスター掲示やリーフレット配置など、制度周知のためのPR活動を重点的に行った。

○ 労働相談

日 時	R6.10.25 (金) 14:30～15:30
相談者	1名
相談員	(公)武智会長 (労)白石委員 (使)八塚委員

○ 夜間電話相談

日 時	R6.10.3 (火)、19 (木) 17:15～20:00
相談者	2名
相談員	事務局職員

2 その他の取組

平成28年度から12月を重点相談月間として、相談窓口の周知を図っており、令和6年は、「夜間電話相談」を実施したほか、県内のコンビニ約400店舗の県政広報コ

ーナーでのチラシの配布、県内大学等に対しセミナー・出前授業の案内等を行った。

○ 夜間電話相談

日 時	R 6 . 12 . 16 （月） 17:15～20:00
相談者	0 名
相談員	事務局職員

資 料

1 年別不当労働行為事件取扱状況

(単位：件)

区分 年	係属状況			終 結 状 況						翌年繰越
	前年繰越	新規	計	救済	棄却	却下	和解	取下	計	
S 21										
22		6	6	1			4		5	1
23	1	11	12	1		1	4	4	10	2
24(1～ 5月)	2	4	6		1		3	2	6	
24(6～12月)		5	5		1			1	2	3
25	3	3	6			1		4	5	1
26	1	13	14	4	1	1	6		12	2
27	2	4	6	1			4	1	6	
28		13	13	2	1		3	3	9	4
29	4	16	20				10	3	13	7
30	7	8	15		5		3	5	13	2
31	2	12	14	1	1		7	4	13	1
32	1	9	10				5	4	9	1
33	1	6	7	1			2	3	6	1
34	1	4	5	1			2	2	5	
35		6	6				3	3	6	
36		13	13				2	8	10	3
37	3	12	15	1	1		4	8	14	1
38	1	23	24	1			15	6	22	2
39	2	17	19	2			12	1	15	4
40	4	27	31	1	1	1	14	5	22	9
41	9	23	32		3		14	9	26	6
42	6	8	14		1		5	5	11	3
43	3	7	10	1		1	2	3	7	3
44	3	14	17				8	5	13	4
45	4	12	16				5	5	10	6
46	6	8	14				3	2	5	9
47	9	12	21	1	1		3	4	9	12
48	12	14	26				9	6	15	11
49	11	21	32				5	7	12	20
50	20	11	31	1			10	8	19	12
51	12	13	25	3			12	4	19	6
52	6	14	20	1			<1> 6	5	<1> 12	8
53	8	10	18				<1> 5	6	<1> 11	7
54	7	6	13	1	1		4	4	10	3
55	3	9	12				9		9	3
56	3	8	11				7	1	8	3
57	3	12	15		1		10		11	4
58	4	16	20				18		18	2
59	2	8	10				5		5	5
60	5	5	10				4	2	6	4

〔注〕 1 昭和24年6月に改正労働組合法が施行され、不当労働行為制度が改正された。
2 < > 内の数字は、分離事件で外数である。

年	区分	係属状況			終 結 状 況						翌年繰越
		前年繰越	新規	計	救済	棄却	却下	和解	取下	計	
61		4	12	16	2			4	1	7	9
62		9	11	20	1			8	1	10	10
63		10	9	19	1			6	3	10	9
H元		9	1	10	4			3	2	9	1
2		1	5	6				2		2	4
3		4	2	6	1	1		2		4	2
4		2	1	3	1			1		2	1
5		1	4	5				3		3	2
6		2	7	9	2			4		6	3
7		3	3	6				1		1	5
8		5	1	6				1		1	5
9		5	2	7	1			1	2	4	3
10		3	2	5				2		2	3
11		3	3	6	1			2	1	4	2
12		2	4	6	3			1	1	5	1
13		1	1	2				2		2	
14			2	2					1	1	1
15		1		1							1
16		1	4	5	1			2	1	4	1
17		1	1	2	1					1	1
18		1		1							1
19		1		1	1					1	
20			1	1							1
21		1	2	3	<1> 1			1		<1> 2	1
22		1	2	3	1			1		2	1
23		1	1	2				1		1	1
24		1		1				1		1	
25			1	1							1
26		1	1	2				1		1	1
27		1		1				1		1	
28											
29											
30			1								1
R元		1	3	4		1				1	3
2		3	1	4							4
3		4	1	5				2	1	3	2
4		2		2							2
5		2		2	2					2	
6			2	2							2
計		—	534	—	49	21	5	300	157	532	—

〔注〕 1 平成11年の新規には、審査の再開1件を含む。

2 〈 〉 内の数字は、分離事件で外数である。

2 年別労働争議調整事件取扱状況

(単位:件)

区分 年	係 属 状 況								終 結 区 分					
	件 数			区 分										
	前年 繰越	新規	計	あっせん 職権	調 停 請求	仲裁	解決	不調	打切	不適	取下	計		
昭和														
21	-	1	1		1			1				1		
22		14	14	10	1	4	1	7	3	1		3	14	
23		29	29	15	1	14		16	2	3		8	29	
24		18	18	15		3		10				8	18	
25		13	13	11		2		10	1	1		1	13	
26		32	32	27	8	5		23	3	4		2	32	
27		38	38	32	10	6		24	5	5		4	38	
28		37	37	33	5	4		24	2	9		2	37	
29		44	44	41	4	3		33		8		3	44	
30		25	25	25	2			14		7		4	25	
31		35	35	35	2			29		5		1	35	
32		51	51	50	1	1		38		7		6	51	
33		46	46	46	2			35		6		5	46	
34		52	52	52				38	1	3		10	52	
35		40	40	39	1	1		29		5		6	40	
36		49	49	47	2	2		39	1	4		5	49	
37		104	104	104	20			61		41		2	104	
38		86	86	86	26			68		15		3	86	
39		109	109	109				81		20		8	109	
40		61	61	61	1			48		7		6	61	

区分 年	係 属 状 況								終 結 区 分					
	件 数			区 分										
	前年 繰越	新規	計	あっせん 職権	調 停 請求	仲裁	解決	不調	打切	不適	取下	計		
41		27	27	27				20		6		1	27	
42		48	48	47	9		1	23		14		11	48	
43		37	37	37				21		6	1	9	37	
44		30	30	30				17		6	2	5	30	
45		91	91	91				46		37		8	91	
46		64	64	57		7		31	2	24		7	64	
47		47	47	44	1	2	1	21		11		15	47	
48		33	33	33				17		14		2	33	
49		22	22	21		1		11		6		5	22	
50		37	37	36		1		16		13		6	35	
51	2	29	31	(2) 29		1	1	20		(2) 10	〔移管〕 1		(2) 31	
52		38	38	38				22		7		7	36	
53	2	32	34	(2) 33			1	24		1		(2) 6	(2) 31	
54	3	12	15	(3) 15				(1) 7		1		(1) 5	(2) 13	
55	2	21	23	(2) 23				(1) 10		1		(1) 4	(2) 15	
56	8	12	20	(8) 20				5		3		(1) 4	(1) 12	
57	8	24	32	(8) 31		1		(5) 20		3		(3) 7	(8) 30	
58	2	12	14	(2) 14				8		(1) 5		(1) 1	(2) 14	
59		15	15	15				10		1		3	14	
60	1	14	15	(1) 15				10		2		(1) 2	(1) 14	
61	1	15	16	(1) 16				(1) 13		1		2	(1) 16	

区分 年	係 属 状 況								終 結 区 分					
	件 数			区 分										
	前年 繰越	新規	計	あっせん 職権	調 停 請求	仲裁	解決	不調	打切	不適	取下	計		
62		8	8	8			3		1		3	7		
63	1	8	9	(1) 9			2		(1) 4		2	(1) 8		
平成 元	1	10	11	(1) 10	1		4		(1) 2		3	(1) 9		
2	2	6	8	(2) 6	1	1	(1) 4				(1) 4	(2) 8		
3		2	2	2			1		1			2		
4		1	1	1			1					1		
5		9	9	9			3				6	9		
6		9	9	8	1		3		2		4	9		
7		3	3	2	1				1		2	3		
8		2	2	1	1			1	1			2		
9		3	3	1	2		1				1	2		
10	1	3	4	2	(1) 2		1				(1) 2	(1) 3		
11	1		1	(1) 1							(1) 1	(1) 1		
12		7	7	7			3		3			6		
13	1	2	3	(1) 2	1		(1) 2				1	(1) 3		
14		3	3	2	1		2		1			3		
15		3	3	3			1		1			2		
16	1	2	3	(1) 3			1		(1) 1		1	(1) 3		
17		5	5	5			3				1	4		
18	1	3	4	(1) 4			(1) 2		1			(1) 3		
19	1	8	9	(1) 8	1		(1) 5	1	1		2	(1) 9		

区分 年	係 属 状 況								終 結 区 分					
	件 数			区 分										
	前年 繰越	新規	計	あっせん 職権	調 停 請求	仲裁	解決	不調	打切	不適	取下	計		
20		3	3	3			3					3		
21		9	9	8	1		6	1				7		
22	2	6	8	(2) 7	1		(2) 5		1			(2) 6		
23	2	10	12	(1) 10	(1) 2		(1) 5	(1) 1	5			(2) 11		
24	1	4	5	(1) 5			3		(1) 1		1	(1) 5		
25		7	7	7			4			1	1	6		
26	1	2	3	(1) 3					1	(1) 2		(1) 3		
27		5	5	5			2			3		5		
28		2	2	2			1			1		2		
29		2	2	2			1		1			2		
30		2	2	2			1				1	2		
令和 元		2	2	2					2			2		
2			0											
3		1	1	1						1		1		
4		1	1	1										
5	1		1	(1) 1					(1) 1			(1) 1		
6			0											
計	46	1,697	1,743	(44) 1,663	0 96	(2) 75	0 1	0 5	(15) 1,072	(1) 25	(8) 355	(1) 12	(13) 233	(38) 1,697

[注] ()内は、前年繰越分で内数。

3 年別個別的労使紛争に関する相談・助言、あっせん事件取扱状況

(単位:人、件)

区分 年	相談・助言			あ　っ　せ　ん										
	労	使	計	係　属　件　数					終　結　件　数					翌年 繰越
				前年 繰越	新　規			計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
					労	使	計							
平成														
14					6		6	6	1	1	2	2	6	
15					7		7	7	2			4	6	1
16				1	7		7	8	3		1	2	6	2
17				2	3		3	5	1		1	3	5	
18					3		3	3	3				3	
19	27	1	28		10		10	10	4	2		3	9	1
20	272	16	288	1	9		9	10	9		1		10	
21	277	22	299		12		12	12	10			1	11	1
22	291	20	311	1	12		12	13	9	1		2	12	1
23	253	5	258	1	8	1	9	10	4	2	1	3	10	
24	211	6	217		2		2	2	1			1	2	
25	353	9	362		10		10	10	1			7	8	2
26	315	9	324	2	4		4	6	2	1		3	6	
27	334	6	340		2		2	2	1				1	1
28	252	13	265	1	3		3	4	2	1		1	4	
29	286	12	298		3		3	3				3	3	
30	298	30	328		4		4	4	1	1		2	4	

区分 年	相談・助言			あ　っ　せ　ん										
	労	使	計	係　属　件　数					終　結　件　数					翌年 繰越
				前年 繰越	新　規			計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
					労	使	計							
令和 元	278	13	291		1		1	1	1				1	
2	227	12	239		4		4	4		1	1		2	2
3	252	25	277	2	2		2	4			1	3	4	
4	224	32	256		1		1	1				1	1	
5	275	26	301		1		1	1	1				1	
6	303	13	316		5		5	5	1	1		3	5	
計	4,728	270	4,998	11	119	1	120	131	57	11	8	44	120	11

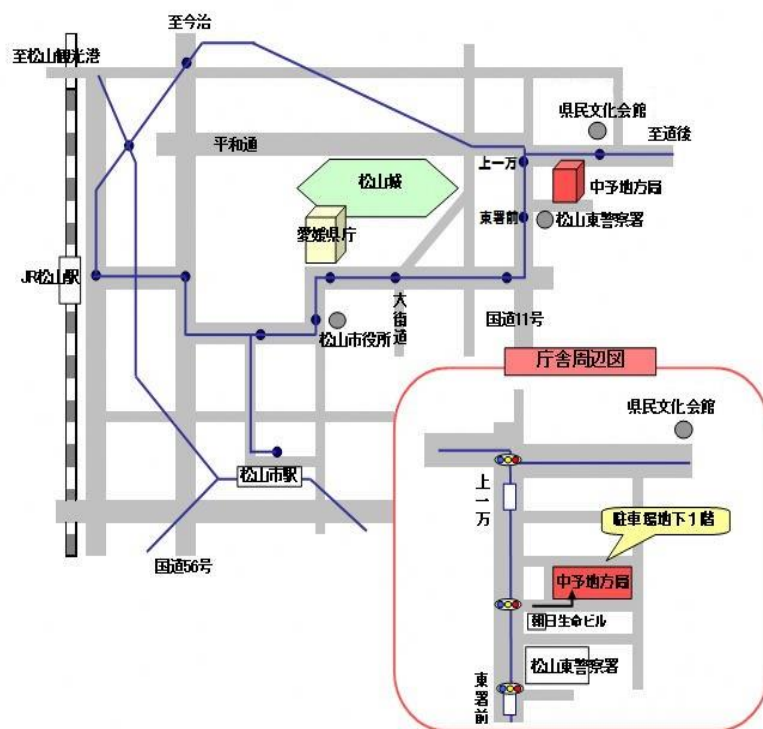
〔注〕 平成14年4月1日から知事の委任を受け、個別的労使紛争に係るあっせん制度を実施。
平成19年11月22日から知事の委任を受け、個別的労使紛争に係る労働相談を実施。

【お知らせ】

愛媛県労働委員会事務局は、令和4年8月1日より当面、愛媛県庁第二別館から松山市内の中予地方局に移転しました。

御相談等のため来局される場合には、電話等で御連絡をお願いします。

なお、移転に際して、電話番号及びFAX番号の変更はありません。



令和7年3月発行

愛媛県労働委員会年報

—令和6年—

編集発行者

愛媛県労働委員会事務局

〒790-8502

松山市北持田町132番地

電話 089(912)2990(ダイヤルイン)

089(912)2996(相談専用)

089(912)2989(FAX)

ホームページアドレス(URL)

<https://www.pref.ehime.jp/tiroui/>

職場のトラブル

まず相談

ひとりで悩まないで

秘密厳守

解雇
退職
パワハラ
賃金未払
配置転換
など



愛媛県イメージアップキャラクター みきゃん

相談無料

使用者からの
相談もOK!

- 委員による労働相談（面談）月1回（原則、第4金曜日） ※要事前予約
- 事務局職員による労働相談（電話・面談・メール）
月～金（祝日・年末年始を除く。）8:30～17:15

労働委員会は、労働相談＆あっせん等を行う公正・中立の行政機関です。
労働問題の専門家で経験豊富な委員が、話し合いによる円満解決をサポートします！

愛媛県労働委員会

TEL 089-912-2996 (直通)

〒790-8502 松山市北持田町132 中予地方局2階 愛媛県労働委員会
(令和4年8月から中予地方局に移転しました)

愛媛県労働委員会

検索

メールアドレス roudoui@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tiroui/>



各地方局(支局)商工観光課(室)(中小企業労働相談所)でも、担当職員が、相談をお受けします。

東予地方局	〒793-8516	西条市喜多川796-1	TEL 0897-56-1300(代)
今治支局	〒794-8502	今治市旭町1-4-9	TEL 0898-23-2500(代)
中予地方局	〒790-8502	松山市北持田町132	TEL 089-909-8760
南予地方局	〒798-8511	宇和島市天神町7-1	TEL 0895-28-6146
八幡浜支局	〒796-0048	八幡浜市北浜1-3-37	TEL 0894-22-4111(代)

職場のトラブル解決 労働委員会が、お手伝いします！

労働者個人と使用者（事業主）との間の労働条件やその他の労働関係に関するトラブルを解決するため、労働委員会では、**無料**、**秘密厳守**で、次の業務を行っています。
労働者と使用者どちらの方も、御利用いただけます。

労働相談

次のようなことで
お困りでは、ありませんか？

- **解雇、配置転換、懲戒処分**など人事に関すること
- **賃金未払、解雇予告手当**など賃金等に関すること
- **労働時間、年次有給休暇**など労働条件等に関すること
- **パワハラ、嫌がらせ**など職場の人間関係に関すること

まずは、お気軽に、御相談ください！

面談相談

相談専用の個室で行いますので、**人目を気にせず、落ち着いて相談**できます。
「就業規則」、「労働条件通知書」など関係する書類等をお持ちいただくとスムーズに相談が進みます。

電話相談

「労働委員会まで、相談に行くのは大変。」「まずは電話で気軽に相談してみたい。」という方は、電話相談を御利用ください。

解 決

他機関
紹 介

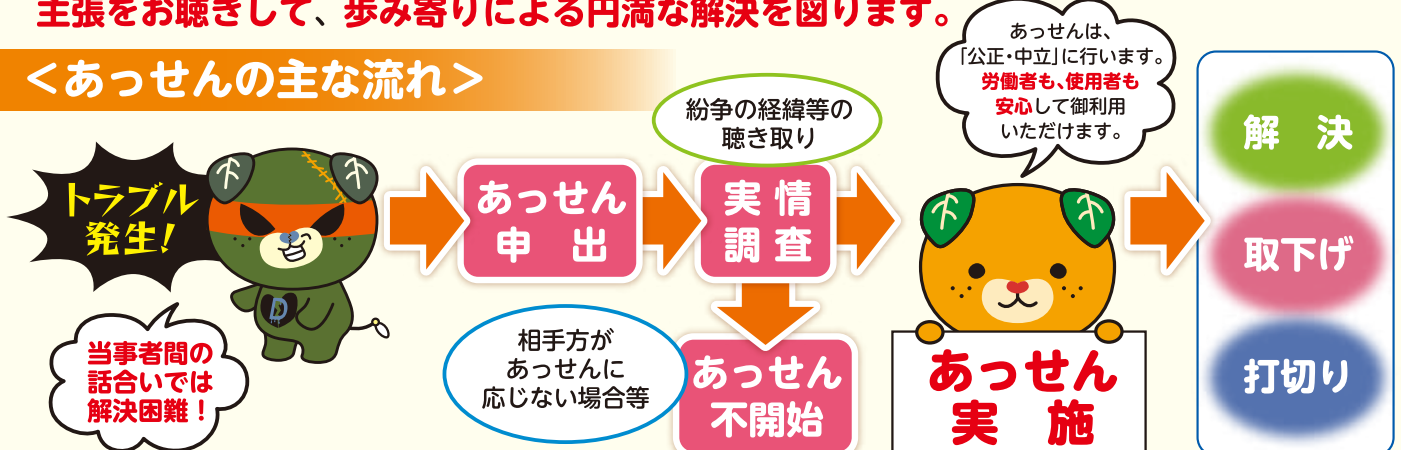
あっせん
利 用

あっせん

「あっせん」は、職場において、労働者個人と、使用者（事業主）との間で、労働に関するトラブルが発生し、当事者間の話し合いで解決が困難な場合に、**労働委員会が、その解決のお手伝い**をする制度です。

あっせんでは、公益委員（弁護士・大学教授等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等）の三者によるあっせん委員が、それぞれの立場から、労働者と使用者の双方の主張をお聴きして、歩み寄りによる円満な解決を図ります。

<あっせんの主な流れ>



●あっせんでは、「譲り合いの精神」が、大切です。

あっせん委員は、双方の主張を聴いて歩み寄りを図りますが、合意を強制するものではありません。
あっせんの場では、お互いに誠意を持って話し合いを進め、譲るべきは譲るという姿勢で臨んでください。

●あっせんは、「非公開」で行います。

あっせんは、当事者の個人情報の保護等に配慮し、非公開で行います。
また、あっせんにおける発言や提出された資料など、秘密は、固く守ります。